

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域
「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」
研究開発実施終了報告書（概要版）

1. 研究開発プロジェクト

- (1) 研究開発領域：犯罪からの子どもの安全
- (2) 領域総括：片山 恒雄（東京電機大学 教授）
- (3) 研究代表者：仲 真紀子（北海道大学文学研究科 教授）
- (4) 研究開発プロジェクト名：犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練
- (5) 研究開発期間：平成20年10月～平成24年9月

2. 研究開発実施の要約

2-1. 研究開発目標

2000年に児童虐待防止法が制定され、子どもに対する虐待を発見し、対処しようとする動きが高まってきた。厚生労働省によれば、2000年には17725件であった児童相談所への相談件数は、2012年では59862件である(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos.html>)。事件や事故のみならず、家庭内の虐待から子どもを守ることは緊急の課題である。

子どもの安全を確保し、問題の解決を目指すには、子どもから出来事や状況について正確に話してもらうことが重要である。しかし、大人に比べ記憶、コミュニケーションなどの認知能力が十分に発達しておらず、被暗示性（他者の言葉を受け入れ、誘導される傾向性）の強い子どもにおいては、事実を確認することは容易ではない。このことを踏まえ、欧米では1980年代頃から証拠的な価値の高い情報を収集することを目指す面接法（司法面接法：forensic interviews, investigative interviews）が工夫され、用いられてきた。しかしながら日本においては、日本の事情に適した司法面接法の開発、そして実際に用いるためのトレーニング（研修）は十分に行われてこなかった。

そこで本プロジェクトでは、基礎的研究にもとづき司法面接法およびその訓練プログラムを開発すること、そして専門家に対する研修を提供することを目標とした。具体的には、以下の3点の達成を目指した。

- (1) 基礎研究の成果にもとづき、司法面接法とその訓練プログラムを開発する。
- (2) 4年間の期間中に、年延べ少なくとも36人、計144人以上の専門家を対象に面接法の研修を実施し、効果を測定する。
- (3) (1) (2)、および下記の(4)の成果をもとに面接法と訓練プログラムのパッケージを作成し、社会に提供する。

2-2. 実施項目・内容

以下、実施項目・内容を簡潔に示す。

- (1) **基礎研究の成果にもとづき、司法面接法とその訓練プログラムを開発する。**
日本の子どもに適用できる司法面接法を開発するには、認知心理学・発達心理学の研究により、子どもの認知機能に明らかにすることが重要である。そこで主に以下の3つの側面から基礎研究を行った。
 - ① 幼児・児童による出来事の報告の特性：いつ（時間表現）、どうした（出来事の報告）、どう感じた（感情表現）
*出来事の報告のうち「だれ」（人物識別）については杉村グループが担当した。杉村グループの実施項目を⑤にまとめる。
 - ② 幼児・児童から報告を求める方法：面接法、補助物の使用

- ③ 幼児・児童の報告に対する専門家・非専門家の意識：子どもの証言に関する意識調査，録画の仕方の効果
 - ④ 幼児・児童による目撃証言に関する国外調査ならびに文献研究
 - ⑤ 【杉村グループ】幼児による人物同定の正確性に影響を及ぼす要因，ならびに人物識別に用いられる情報の特徴の解明：文献研究，現実的な場面に即した実験的研究，眼球運動測定装置を用いた分析的な研究
- (2) 4年間の期間中に，年延べ少なくとも36人，計144人以上の専門家を対象に面接法の研修を実施し，効果を測定する。
以下の2種類の研修を実施し，効果を測定した。
- ① 道内研修：北海道児童相談所，札幌市児童相談所職員を対象とし，4年間に計107人（年延べ107人，延べ428人）の専門家に研修を行った。
 - ② 道外の研修：他機関とも連携し，道外の児童相談所，検察庁，警察，家庭裁判所，弁護士会等の専門家831人を対象に1-3日間の研修を行った。
- (3) (1) (2) の成果をもとに面接法と訓練プログラムのパッケージを作成し，社会に提供する。
道内研修，道外研修のための資料を作成し，使用・配布している。これは2013年度中に公開し，社会により広く提供できるように図る。

2-3. 主な結果・成果

主な結果・成果を，項目ごとに示す。

(1) -1：仲グループ基礎研究の成果にもとづき，司法面接法とその訓練プログラムを開発する。

司法面接法の開発や研修の基盤となる知見を得るために，認知心理学，発達心理学の観点から，①幼児・児童による出来事の報告特性，②幼児・児童から報告を求める方法，③幼児・児童の報告に対する専門家・非専門家の意識を行い，また，④幼児・児童による目撃証言に関する国外調査ならびに文献研究を行った。それぞれの内容と成果を示す。

① 幼児・児童による出来事の報告の特性

子どもの記憶，コミュニケーション，被暗示性などについて基礎的な能力の調査を行った。これらの知見は，研修における講義や，何をどこまで聞くかの目安として利用した。

1) いつ：時間表現

事実確認においては時間の特定は必須事項である。しかし，幼児，児童がどのような時間概念をもち，時間を表す言葉をどの程度正確に使用できるのかについての知見は限られている。そこで，本研究では109人の幼児および児童に対し，母親を介して調査を行った。課題は，子どもに今日，昨日，おとといにあったことを話してもらうこと（その正確性を母親に推定してもらう），および母親に，子どもが時間を表す概念（曜日，時刻等）をどの程度理解出来ているか，産出できているかを調べるものであった。本データは，現在分析中である。

2) どうした：出来事の報告（トピック，発話量）（尾山・仲，印刷中）

子どもがどのように出来事を語るかは，事実確認の中核となる重要な課題である。特に，ポジティブな出来事のみならず，ネガティブな出来事についての報告の態様を明らかにすることは，司法面接で量・質的にどのような報告を期待できるかに関する目安を与えてくれる。本研究では50人の幼児を対象とし，5つの報告を求めた。すなわち，(i) 日常のルーチン，(ii) 親がトピックを選んだポジティブな出来事，(iii) 親がトピックを選んだネガティブな出来事，(iv) 子どもがトピックを選んだポジティブな出来事，(v) 子どもがトピックを選んだネガティブな出来事であった。その結果，子どもは親の選んだトピックについて，また，ポジティブな出来事についてより多く，詳

細を報告すること、年中児から年長児になると、発話量や発話の内容が増加することが示された。

3) どう感じた：感情語彙（仲, 2010）

気持ちや感情は出来事の重要な要素であり、司法場面においても有用な情報である。本研究では、子どもの安全、保護という観点から、子どもが気持ちをどのように表現するのかを発達的に調査した。幼児、小学校1年、2年、4年、6年の計127人に、10の人形劇（なくした眼鏡を見つける、無理矢理遊びに誘われる、理不尽にどなられる等）を示し、登場する人形の気持ちについて質問した。その結果、幼児においては1/3の反応が“分からない”であったが、年齢発達とともに、内的状態（悲しい等）や、行動（～している）、期待（～したい）、疑問（どうして～になったのか）などに言及することで、人形の気持ちを表現するようになった。全体として、ポジティブな気持ちよりもネガティブな気持ちを表す語彙の方が豊かであり、また、性差が見られた。

② 幼児・児童から報告を求める方法

1) 面接法：自由再生、イメージ化、質問、オープン面接（仲, 印刷中）

出来事の報告を求める際、どのような方法を用いれば、より正確な情報をより多く聴取できるのか。ここでは249人の児童（8歳と10歳）を対象に、(i) 自由再生、(ii) 文脈復元（イメージ化）を伴う自由再生、(iii) 誘導的な情報を含む質問、(iv) オープン質問による個別面接（オープン面接）の効果を検討した。方法は、児童に動画を提示し、4つの条件のいずれかにより、出来事の想起を求めるというものであった。また、その後、再認テストを行い、5-6日後に再度、自由再生と再認テストを行った。その結果、オープン面接は他の条件に比べ、より多くの正確な情報を引き出すこと、文脈復元を伴う自由再生は、高学年の児童においては自由再生と質問条件よりも誤りを増やすことなく正確な情報を引き出すが、低学年の児童においては、後の再認が不正確になることが示された。これらの結果から、正確な情報を引き出すのみならず、後の記憶を比較的正確に保つには、オープン面接が適切であることが示された。

2) 補助物の使用：ドール、描画（上宮・仲, 2010）

司法面接において補助具（例えば性器を備えたアナトミカル・ドール等）を用いることについては、有用だとする説、誘導となるという説が混在している。補助具の利点や問題を、日本の幼児を対象に検討しておくことは重要である。本研究では（性的なトピックへの誘導の可能性が低い）一般的な人形を用い、こういった人形が子どもによる出来事の報告にどのような影響を及ぼすのかを検討した。幼児 26 人に動画を提示し、その内容について、人形を用いて報告させる人形条件と、言語のみで報告させる言語条件とを比較した。その結果、人形を用いると代名詞が増加し、言語報告が少なくなること、空間的位置、順序などの特定については、人形条件でより正確な情報が得られることが示された。人形を用いることの有効性と危険性について議論した。

③ 幼児・児童の報告に対する専門家・非専門家の意識

1) 「子どもの証言は信用できるか」(Naka et al., 2011)

司法面接法は、「子どもは被暗示性が高い」「子どもの供述は正確性が低い」という認識の上に立っている。そうであるからこそ、誘導や暗示のない面接を行うことが重要となる。一般成人が子どもの供述・証言の信用性についてどのような意識をもっているかは、司法面接を用いるかどうかの選択や、子どもの供述・証言の評価に大きな影響を及ぼすだろう。本研究ではより大きな調査の一環として、子どもの証言の正確性や子どもの被暗示性について検討した。調査1では294人の社会人に対し、調査2では90人の社会人に対し、目撃証言に関わる様々な命題とともに (i) 「幼児の証人は、成人の証人に比べ、正確さの度合いが低い」(ii) 「幼児は大人よりも、事情聴取時における暗示や、他者からの圧力、その他の社会的影響を受けやすい」について検討した。先行研究によれば、法と心理学の専門家は、(i) については62%、(ii) については93%が同意している（Kassinらによる）。しかし、一般社会人の判断は(i)への同意は31%

でむしろ反対の反応が多かった。(ii)についても同意は79%である。全体として、子どもの証言は信用できるとする判断が多く、その脆弱性を指摘することの重要性が示唆された。

2) 質問法、録画法が証言の信用性判断に及ぼす効果 (仲, 2012)

司法面接は録画することが多い。録画という媒体で示される子どもへの面接は、どのように評価されるのだろうか。本研究では、録画における面接の方法と記録の方法が、子どもの供述の評価に及ぼす効果を (i) 面接方法 (オープン質問による面接かクローズド質問による面接か), (ii) 録画方法 (被面接者を重点的に録画するか、面接者と被面接者の両方を録画するか) の観点から検討した。「おじさんが妹のおなかを蹴った」という架空の供述を、面接法 (オープン/クローズド) × 録画方法 (録画なし/子ども中心/子どもと面接者) の6バージョンで記録し、刺激材料として大学生に提示し、評定 (信頼性, 自発性, 説得力, 面接の適切性, 感情を動かされたか, 面接者の発話か子どもの発話かで混乱が生じたか, 子どもの証言能力) を求めた。また、「おじさん」が有罪である可能性、(有罪の場合は) 量刑, 加えて「子どもは一般に何歳くらいから証言できると思うか」について回答を求めた。その結果、オープン質問による面接の方が全体的に評価が高く、有罪判断が多かった。録画方法の効果は「一般に何歳くらいから証言できると思うか」の判断においてのみ見られ、子どもを重点的に写した映像を見た参加者は、他の映像を見た参加者よりも、証言できる年齢を低く想定していた (7歳v10歳)。面接の評価には、録画方法よりも面接方法のほうが影響力が大きいといえる。

④ 司法面接に関する国外調査ならびに文献研究

1) 国外調査 (Newsletter, 司法面接通信)

以下の調査を行った。

- アメリカ・オレゴン州ケアズノースウエスト：司法面接とワンストップセンターの開設について (Newsletter 1, p. 6)
- 韓国・ソウル市ワンストップサポートセンター：司法面接と多職種連携について (Newsletter 1, p. 6)
- アメリカ・ワシントン州アメリカ虐待児童対応専門家協会APSAC：司法面接研修について (Newsletter 2, p. 6)
- アメリカ・ユタ州子ども司法センター：司法面接研修について (Newsletter 3, p. 5-6)
- アメリカミネソタ州コーナーハウス：司法面接研修について
- イスラエル・ハイファ大学・ハーシュコヴィツ教授より：NICHD司法面接の開発、使用、効果、研究について (Newsletter 4, p. 4-5)
- オーストラリア・メルボルン・ワンストップセンター：被害児童と被疑少年への対応について
- イギリス・サセックス州スラッフアムマナー警察研修所：被疑者面接研修について (Newsletter 7, p. 7)
- プエルトリコ・プエルトリコ医科大学・ミラバル教授より：ワンストップセンターの立ち上げと維持について

2) 子どもの証言と面接法 (仲, 2012)

司法面接は子どもから出来事の報告をできるだけ正確な情報をより多く引き出すこと、また、面接の繰り返しによる二次被害から子どもを守ることを目指している。2012年に、この10-20年の間に著しく発達してきた司法面接に関わる研究に焦点を当てて文献レビューを行った。特に、司法面接を構成する要素について、そのエビデンスとなる研究を概観した。

⑤ 幼児による人物同定の正確性に影響を及ぼす要因、ならびに人物識別に用いられる情報の特徴を明らかにする。

ここでは基礎研究の一環として杉村グループが行った、幼児による人物同定に関する研究をまとめて示す。

1) 文献研究

子どもの目撃証言時における言語供述や人物同定に関する国内外の学術研究等の文献資料の収集・整理・分析を行った。そして、この研究領域における3つの問題点、すなわち、人物識別における言語供述との視知覚判断との競合についての研究の不足、変装等による人物の外観の変化の影響に関する研究の不足、目撃記憶と直結する子どもの視覚情報処理・注意研究の欠落を指摘した。

2) 現実的な場面に即した実験的研究

子どもによる人物同定の正確性に影響する要因を明らかにするために、子どもに出来事を目撃させ、人物の写真識別を行わせるという研究手法で、4つの実験研究を行った。

2-1) 顔再認の正確性に及ぼす言語供述の影響 (Sugimura)

写真識別の前に言語による人物描写を行うと再認成績が低下する傾向(言語陰蔽効果)について、幼児を対象に検討した。また、日本の幼児の言語記述の特長についても調べた。幼児37人を、顔再認の前に顔の特徴について言語供述を行わせる「言語化群」と、行わせる「なし群」に分け、8分間程度の実際の出来事を提示し、翌日に出来事の再生、登場人物の特長の言語供述(言語群のみ)、顔再認テストを行った。顔再認テストでは、出来事に登場した人物の写真とディストラクタ5枚の計6枚のラインナップを同時提示し、その中に出来事に登場した人物が「いる」か「いない」か「わからない」かを判断させ、「いる」と答えた者にのみ写真選択を行わせた。その結果、ラインナップの中に登場人物がいると答えた者では言語化群の方が再認成績が低い傾向があり、言語化が写真による顔の再認に妨害的に働くことが示唆された。登場人物の顔を言語化しようとするだけで、言語情報に変換が可能なおおまかな情報が喚起され、言語化できない些細な情報の弁別が阻害されたと解釈できる。出来事の再生に、人物情報を含めた者はほとんどおらず、幼児から自発的に人物の情報が含まれているような供述を得ることは難しいことが示唆された。登場人物の特徴の言語供述については、性別以外の情報で信憑性のある情報は得られず、人物の形態的特徴を述べた者は髪の毛の長さと言及した1名(0.05%)のみであった。また、どんな顔だったかという質問に対しては、人物同定の手掛かりにはならない「かわいい」などの主観的な印象を述べる傾向が強かった。

2-2) 顔再認の正確性に及ぼす変装等による人物の外観の変化の影響 (Sugimura, 2010)

変装の有無が顔再認の正確さに及ぼす影響、ならびに(事件では主要な役割を果たさない)周辺人物の存在の認識について検討した。幼児76名を、目撃時とラインナップ時で同じ顔の人物を再認する「普通群」と、ラインナップとは異なり、髪型を変え眼鏡をかけた人物を目撃する「変装群」と変に分けた。紙芝居を読む女性(主要人物)と紙芝居を手渡すのみの男性(周辺人物)が登場する約8分間の実際の出来事を目撃させ、翌日主要人物と周辺人物に関するテストを行った。主要人物の顔再認1)の手続きと同様である。周辺人物の存在の認識と顔再認では、周辺人物の存在について、紙芝居をしてくれた人の他に部屋に誰かいたかいなかったかを尋ね、「いた」と答えた場合にのみ主要人物と同様の手続きで顔再認を行わせた。その結果、主要人物の再認では、普通群ではラインナップに主要人物がいると答えた者が多く(54.1%)、変装群ではいないもしくはわからないと答えたものが多かった(71.8%)。また、変装群での顔再認正答者はわずかであり(5.1%)、目撃時のターゲットの髪型や眼鏡の有無などの容貌が再認時の写真と異なる場合には、写真による人物同定の信憑性はほとんどないことが示唆された。周辺人物の存在認識については、いなかった、わからないと答える者が31.6%であり、これらの幼児は周辺人物に注目していなかったか、「紙芝居をした人の他に誰かいたか」という質問の意味を、質問者の意図と異なった解釈をした可能性がある。質問者は、紙芝居を実演した人物は主要人物のみで周辺人物は紙芝居をした

人物ではない、という意図で質問を行ったが、周辺人物も紙芝居をした人物だと解釈した幼児がいたため、誤反応が多くなったと推察された。

2-3) 顔再認に及ぼす繰り返し質問の影響 (Sugimura, 2011)

同一人物について時間間隔をおき複数回の顔再認テストを行った場合、幼児の反応が変化するかどうかを検討した。幼児 75 名に、2 名の人物が登場する 8 分間程度の実際の出来事を提示し、翌日ならびに約 1 ヶ月後の 2 回、同一の方法で顔再認テストを行った。再認手続きは 1) と同様である。その結果、再認では 75 名中 26 名(34.7%)の反応が変化し、とくに、1 日後にはわからないと判断したが 1 ヶ月後には、ラインアップにいる／いないと何らかの判断をする者が多い傾向にあった。写真選択については、41 名中 30 名(73.2%)の反応が変化し、とくに、1 日後と 1 ヶ月後で異なる人物の写真を選択する者、また、1 日後にはわからないと判断したが 1 ヶ月後には誰かの写真を選択する者が多い傾向にあった。これらの結果から、時間をおいた複数回の顔再認を行わせると、「わからない」という正しい自己のモニタができなくなり、何らかの(自己の記憶を反映しない)判断をしてしまう可能性が高くなることが示唆された。

2-4) 顔再認に及ぼすラインナップの方法の影響 (Sugimura)

幼児は成人と比較すると、誤再認(提示された写真の中に犯人がいないにもかかわらず誰かを犯人として選択してしまう)をする傾向が高いことが示されている。本研究では、近年、欧米の研究で考案されている子どもの誤再認を減らす人物識別のラインアップの方法(消失提示法)の有効性について検討した。幼児 84 名、成人 83 人に、パソコンの画面で男性と女性が登場する 80 秒間のビデオを見せた後、男性の写真 6 枚を提示して、先ほどビデオで見た男性の写真を以下の 2 つの方法のいずれかで選択させた。なお、6 枚の中に登場人物が含まれているプレゼント条件と、含まれていないアブセント条件を設けた。(i) 同時提示法では、6 枚の写真を同時に提示して、写真の中にさっき見たと思う男の人が「いる」か「いない」か「わからない」かを判断させ、「いる」と答えた場合に、どの写真かを選択させる。(ii) 消失提示法では、6 枚の写真を同時に提示して、さっき見たと思う男の人と一番似ていると思う人を一人選択させ、その人の写真のみを再び提示(残りの 5 人の写真は消す)して、もう一度その人がさっき見た男の人と同じかどうかを判断させる。その結果、プレゼント条件では、幼児も成人も、正再認率と誤再認率に提示方法による差は見られなかった。しかし、幼児、成人ともに、消失提示において誤棄却(誤って登場人物はラインアップに含まれていないと判断する)をした者が少なかった。アブセント条件では正棄却と誤再認いずれにおいても提示方法による差はみられなかった。プレゼント条件で、幼児と成人の正再認率を比較したところ、消失提示において成人の方が正再認をした者が多かったが同時提示では差はなかった。また、成人は幼児よりも同時提示において誤棄却を行った者が多かった。アブセント条件では、同時提示と消失提示とも、幼児よりも成人の方が正棄却を行った者が多かったが、誤再認については両者の差はみられなかった。これらの結果から、消失提示には誤棄却を減らす効果はあるものの、幼児の正再認率を高めたり誤再認を減らす効果は見られないことが示唆される。また、従来の研究と同様、成人と比較すると幼児は、ラインアップに登場人物がいない場合に「いない」と正しく判断できない傾向が確認された。

3) 眼球運動測定装置を用いた分析的な研究

子どもと成人が人物識別を行う際の情報処理の特徴を明らかにするために、人物識別の際の目の動きを眼球運動測定装置で記録・分析する研究手法で、2 つの実験研究を行った。

3-1) 顔の性別判断時の視線分析 (Sugimura)

幼児が行う顔の性別判断は、(顔の内部情報ではなく)髪型等の不適切な情報に左右されやすく、成人と比較すると正確ではないことが知られている。本研究では、性別判断の正確さと性別判断時の視線データにおいて、幼児と成人とでどのような違いがあ

るかを検討した幼児28人，成人31人を対象に，パソコンで髪の毛を合成した，短い男性髪をした男性と女性，長い女性髪をした男性と女性，髪を隠した男性と女性の写真を計12枚，1枚ずつ提示し，写真の性別判断を行わせた。その際の視線情報を眼球運動測定装置で記録し，刺激への注視時間と注視回数を測定したところ，幼児は成人に比べ顔への注視時間と回数が長く，長髪の男性と短髪の女性に対する性別判断を誤る傾向にあった。幼児は，成人と同じように顔の内部を注視する割合が多かったが，性別判断では髪型に準拠した判断を行う傾向にあった。これらの結果から，幼児は顔の内部情報を注視するが，周辺視野からの髪型の情報を抑制できないために判断を誤る傾向にあることが示唆された。

3-2) 顔の同一性判断時の視線分析 (Sugimura, 2011)

幼児による顔の同一性判断は，髪型等の不適切な情報に左右されやすく，成人と比較すると正確ではないことが知られている。本研究では，髪型を変化させた2つの顔の同一性を判断させる課題遂行時の視線データを分析し，幼児と成人の判断の正確性と注視情報の違いを検討した。まず，成人の顔写真を2つ並べた4種類の刺激，2つの顔が同一人物で同じ髪型(SS)，同一人物で違う髪型(SD)，異なる人物で同じ髪型(DS)，異なる人物で違う髪型(DD)を，それぞれ3刺激ずつ，計12刺激作成した。幼児28人，成人31人に対し，モニタにこれらの顔刺激を提示し，2つの顔が同一人物の顔か，異なる人物の顔かを判断させ，この間の視線情報を記録した。その際，髪型ではなく顔の内部をよく見て判断すること，各自のペースで判断してよいことを教示した。その結果，成人は課題の種類にかかわらず，2つの顔の同一性を容易に判断できた。幼児も顔と髪型の同一性が一致するSSとDDについては満点の者が多かったが，顔と髪型の同一性が不一致であるSDとDSに対する得点が低く，特にSDの得点が低かった。このことから，幼児は，髪型ではなく顔の内部で判断するように教示されても，髪型の違いで顔の同一性を判断する傾向があることが明らかになった。しかし，視線情報については，幼児も成人も髪の毛には注目せず，顔の内部を注視していた。また，鼻>目>ほほ=口=あご，の順に停留時間と回数が長い傾向は幼児も成人も同様であった。これらの結果から，幼児は顔の内部情報を成人と同じパターンで注視するが，周辺視野からの髪型の情報を抑制できないために判断を誤る傾向にあることが示唆された。

(2) 4年間の期間中に，年延べ少なくとも36人，計144人以上の専門家を対象に面接法の研修を実施し，効果を測定する。

① 道内研修

1) 道内研修

- 北海道児童相談所，札幌市児童相談所職員を対象とし，4年間に計107人（年延べ107人，延べ428人）の専門家に研修を行った。効果測定を行い，3つのサンプルにつき効果測定を行った。
- 研修は，例年第一クールは10月と11月の各月2日（ただし1日目は午後始まり），計4日間，第二クールは12月と1月の各月2日（同上），計4日間行った。各クールは北海道児童相談所（8児相+1分室）より9人，札幌市児相より1-2人，および外部より1-14人の参加を得て，計12-24人で実施した。
- 20年度は英国のMemorandum of Good Practice（「子どもの面接法：司法場面における子どものケア・ガイド」として翻訳）にもとづき，21年度以降は，M. Lambらが開発したNICHDプロトコルにもとづき研修を行った。22年度に北大ガイドライン暫定版ならびにNICHDプロトコルの最小限の手続き（A4，2枚に手続きをまとめたもの）を使用して行った。
- 研修プログラムは，下記の活動を含む。講義としては，(i) 導入講義，(ii) 面接法の説明，(iii) 面接の流れと計画，(iv) 補強証拠，(v) 話したがる子ども，演習としては，(vi) 自由報告の体験，(vii) DVDを見てのロールプレイとその振り返り，(viii) 面接の計画のグループワークとその振り返り，(ix) 面接のロールプレイとその振り返り，(x) 会話分析などである。21年度より，4人から成るチ

ーム（つまり、1クール3-6グループ）で演習を行なうようになった。面接のロールプレイではシナリオを用いて面接を行い、それを録画して全員で振り返る。研修時間に応じて、複数回行う。なお、22年度より、関与者がコメンテーターとして入るようになった。

2) 道外の研修

- 他機関の研究者らと連携し、道外の児童相談所で2-3日の研修を行うようになった。特に日本子ども家庭総合研究所等の他機関の山本恒雄氏、カウンセリングルームまるやまの丸山恭子氏と共同で研修を開催し、ほぼ全国の児童相談所をカバーした。山本恒雄氏、丸山恭子氏には、ロールプレイの振り返り、質疑応答に加わっていただいた。
- この他、依頼を受け、検察庁、警察、家庭裁判所、弁護士会等で1-2日の研修を行った。期間中、計専門家831人を対象に1-3日間の研修を行い、アンケートにより効果を測定した。研修内容は、パソコンを用いる会話分析と、子どもを対象とした面接演習以外は北大での研修と同じである。

3) 国外講師による研修

- 2009年9月、米国ソルトレーク市子ども司法センターから講師を招き、3日間にわたり、研究者、カウンセラー等を対象に研修を実施した。

4) 司法面接支援・個別事例の検討

- 道内ならびに道外での実事例に関し、(i) 面接を行い、報告書／意見書を書く、(ii) 面接計画の支援を行う、(iii) バックスタッフ支援を行う、(iv) 機材の貸し出しを行う、(v) すでに行われた司法面接の分析を行い、フィードバックを返す等の活動を行った。
- また、2事例（子どもがよく話したケースと話さなかったケース）に関し、会話分析を行い、研究紀要の作成に協力した。

5) 事前事後面接を行い、効果測定を行った（仲，2010）

司法面接研修の効果を調べるため、事前／事後に収集された模擬面接資料を分析した。20年度、21年度についても行ったが、22年度の結果を仲（2010）として公刊している。

仲（2010）では、面接や研修の効果における性差、年齢差、経験月数差や、どのような発話タイプが被面接者からより多くの情報を引き出すのか、事前事後では発話タイプにどのような変化が生じるのかについても検討した。独立変数は、研修の事前、事後であり、従属変数は被面接者の発話量（発話文字数）と面接者の発話タイプ（質問の種類）であった。分析の結果、面接者の発話量は事前に比べ事後で減少すること、被面接者の発話量は事前よりも事後で増加すること、このような変化は面接者の性、年齢、経験月数とは関わりなく生じることが示された。面接者の発話タイプは、事前に比べ事後においてYN質問、WH質問が減少し、手がかり質問や時間分割（オープン質問）が増加した。面接者の発話タイプの変化が被面接者の発話量の増加をもたらしたものと考えられる。

(3) (1) (2) (4) の成果をもとに面接法と訓練プログラムのパッケージを作成し、社会に提供する。

道内研修、道外研修のための資料を作成し、使用、配布している。これは2013年度中に公刊し、社会により広く提供できるようにする予定である。

- 北大司法面接ガイドライン
- NICHDプロトコルの最小限の手続き（下記に示す）
- パワーポイントファイル
- スケジュール

- その他の資料 (NICHDプロトコル2007年版, 計画シート, 会話分析シート, ジンジャーブレッドマン (人の図) 等)

【NICHDプロトコルにもとづく最小限の手続き】

NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き (2010.10)
北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

【導入】

1. 今日は _____年____月____日で、時刻は____時____分です。私は _____さん【被面接者】に、
_____【場所】で面接をします。

こんにちは、私の名前は _____です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画
します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもありますが、
○さんに迷惑がかかることはありません。

2. 面接を始める前にお約束があります。

① (本当) 今日、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを
話さなければなりません。

② (わからない) もしも私の質問が分からなかったら、『分からない』と言ってください。

③ (知らない) もしも私の質問の答えを知らなかったら、『知らない』と言ってください。

④ (間違い) もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください。

⑤ (その場にいらない) 私はその場にいなかったので、何があったか分かりません。どんなことでも、
あったことを話してください。

3. ラポール：○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。○さんは何をするのが好きですか。

4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話しする練習をしましょう。今日あったことを話
してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してください。

【自由報告】

5. それでは、こんどは○さんがどうして／ここにいますか／ここに来たか／、話してください。
(出てこなかったら次のような文言を行う)

① ○さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いて
います。その出来事について話してください。

② ○さんの_____【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことにつ
いて、全部話してください。

【質問】

6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか?⇒yesならば、それでは一番最後について
／一番最初について／一番よく覚えているときについて／話してください。

7. オープン質問

① 何があったか全部話してください。

② ○してから△までのことを、全部話してください。

③ さっき○○って言っていたけれど、そのことについてもっと話してください。

④ それから? そして? あとは?

⑥ エコーイング (子どもの言葉を繰り返すのみ)

⑦ ふん、ふん

8. WH質問

9. ブレイク

10. クローズド質問

11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問

① その人は何か言いましたか/他に誰かいましたか。

② このことを知っている人は他に誰かいますか/その人はどうしてこのことを知っていますか。

③ ~されたことはありますか。

【クロージング】

12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて、どうもありがとう。

① (知っておいた方がよいこと) 他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。

② (話しておきたいこと) 他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。

③ (質問) ○さんからは、何か質問はありますか。

④ (連絡先) また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。

13. 今は[時、分]です。これで面接を終わります。

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured
forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with
children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. Child Abuse and
Neglect, 31, 1201-1231.にもとづいている。

2-4. 研究開発実施体制

(1) 仲グループ

- ① 仲真紀子（北海道大学大学院文学研究科，教授）
- ② 実施項目：司法面接法の開発と訓練

1) 基礎研究にもとづき，司法面接と訓練プログラムを開発し，2) 専門家への訓練を行い，3) 最終的には面接法と訓練プログラムのパッケージを作成する。

(2) 杉村グループ

- ① 杉村智子（福岡教育大学福岡教育大学学校教育講座，教授）
- ② 実施項目：幼児，児童による人物同定

基礎研究の一環として1) 幼児，児童による顔，人物の識別に関する文献研究，実験研究を行い，2) 子どもによる適切な人物同定の方法や教示及び留意事項等を作成し，3) 面接法と訓練プログラムのパッケージに含める。